

10. クリーニング師研修等事業ワーキンググループ 報告書 (案)

平成23年1月20日

1. はじめに

クリーニング師研修等制度は、衣料素材の多様化や加工技術の複雑化、利用者ニーズの変化への対応など経営上の課題に対応するための知識及び技能の向上を目的に、昭和63年のクリーニング業法の一部改正により設けられた。本制度は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い指定した研修等であり、現状では、全都道府県から財団法人全国生活衛生営業指導センターが指定されており、その一部は都道府県生活衛生営業指導センターが実施している。

当該研修制度については、平成22年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、「内容はともかく、この制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、そもそも国の事業として行う正統性がない、といったコメントがあった。民間で行われることであれば、品質が落ちれば淘汰されていくわけで、品質向上の話は業界内で行えばよいこと。国が義務付ける必要性についての納得の得られる回答はなかった。結論としては権限付与自体の廃止だが、内容としては、国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する、ということ結論としたい。」との理由により「廃止(国による研修義務付けの見直し)」という評価がなされたところである。

これを受けて、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行うため、本年10月より、4回にわたり検討が行われ、今般、クリーニング師研修等事業の在り方をまとめたので報告する。

2. 現状

(1) クリーニング師について

- ① クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験(試験科目:衛生法規・公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能)に合格した者に付与されている。

(参考) クリーニング師 免許件数: 1,028件 (平成21年度内)

従業クリーニング師数: 56,547人 (平成21年末)

厚生労働省「衛生行政報告例」

- ② クリーニング師は、公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有し、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者であり、施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場から関与することが期待されている。

- ③ 営業者は、クリーニング所(取次所を除く。)ごとに、一人以上のクリーニング師

を置かなければならない。

- ④ 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、クリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定する。クリーニング師は、業務に従事した後一年以内に当該研修を受けるものとする。その後は、三年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。そのことが、クリーニング業法第8条の2、クリーニング業法施行規則第10条の2に規定されている。

(参考) 研修実施状況

研修受講者数：19,168 (平成19～21年度の累計) → 受講率 32.0%

厚生労働省「衛生行政報告例」、全国生活衛生営業指導センター調べ

(2) 業務従事者について

- ① 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から一年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数(その数が1に満たないときは1とする)の者を選び、その者に対し講習を受けさせるものとする。その後は、三年を超えない期間ごとに同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。そのことが、クリーニング業法第8条の3、クリーニング業法施行規則第10条の3に規定されている。

- ② 業務は、クリーニング業務に関する衛生管理とクリーニング業法施行規則第10条の3に規定されている。

(参考) 講習実施状況

講習受講者数：14,843 (平成19～21年度の累計)

全国生活衛生営業指導センター調べ

(3) クリーニング師研修、業務従事者講習について

- ① 研修、講習に関する科目、時間数は、「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」(平成元年3月27日衛指第46号厚生省生活衛生局長通知)により、次の通り定められている。

科目	時間数
衛生法規及び公衆衛生 1 クリーニング業法の解説、2 衛生法規の概要 3 公衆衛生の概要、4 クリーニング業と公衆衛生	1時間以上
洗たく物の受取、保管及び引渡し	1時間以上

1 受取、保管及び引渡し、2 品質表示と取扱い 3 消費者への説明及び苦情	
洗たく物の処理 1 ドライクリーニング、2 ランドリー、3 特殊クリーニング 4 溶剤と洗剤、5 洗たく物の消毒	1 時間以上
繊維及び繊維製品 1 繊維の種類、2 繊維の鑑別、3 繊維製品の製法	1 時間以上

② 必要に応じ、研修又は講習の修了後、受講者より、レポートを提出させ、研修又は講習の成果を確認することとなっている。

③ 受講料の上限額は、クリーニング師研修が 5,000 円、業務従事者講習が 4,500 円と「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施について」（平成 13 年 3 月 30 日健衛発第 33 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により定められている。

④ 研修、講習の実施主体の選定方法・指定手続きは次の通りである。

○都道府県知事が指定した研修、講習

○研修等の主催者から研修等指定申請書を都道府県知事に提出し、申請を行う。

<第一型研修等指定申請書> ※第一型研修等：出席して受講する研修等

- (1) 研修等の主催者の名称及び所在地
- (2) 研修等の種類及び開催年月日
- (3) 第一型研修等の科目及び時間数
- (4) 第一型研修等の会場の名称及び所在地
- (5) 講師の氏名及び略歴
- (6) 受講予定人員
- (7) 受講料

を記載し、原則として年度ごとに申請

<第二型研修等指定申請書> ※第二型研修等：通信制の研修等

- (1) 第二型研修等の主催者の名称及び所在地
- (2) 研修等の種類
- (3) 受講申込手続き及び受付期間
- (4) 第二型研修等の科目及びレポートの課題
- (5) 受講対象者
- (6) 受講料

を記載し、原則として年度ごとに申請

○都道府県知事は、研修等の適正な運営を図るため、研修等の主催者を指導する。

○研修等が修了したときは、主催者において研修等実施状況報告書を作成し、都道府

県知事に提出する。

○研修等の主催者は、民法第34条に規定する公益法人（※）であって研修及び講習を適正かつ確実に行うことができると認められるもの。

（※公益法人制度改革後においては、公益認定を受けた法人あるいは特例民法法人）

3. クリーニング師研修、業務従事者講習事業の在り方について

クリーニング業界においては、技術革新、消費者、経営環境、法規制等の環境変化が毎年のように発生している。また、国民生活センターに寄せられる消費生活相談情報は、1984年の開始当初は5万件弱であったが、2000年度には50万件を超え、2004年度は192万件にまで増加し、2005年度以降は、減少化傾向にあるが、毎年90万～100万件程度の消費生活相談情報が寄せられている。クリーニングに関する消費者相談（苦情等）について、割合（相談件数の順位）は低下しているものの、件数は相当あるということで、消費者の意識も高度化しているところである。

クリーニング業は、利用者の洗濯物を一定期間預かり、処理し、引き渡しするサービスであり、クリーニング事業者が業を行うにあたっては、衛生、技術など業を行うにあたって、総合的な知識を必要とされていること、毎年のようにクリーニング業に多大な影響を与える環境（技術革新、新素材、環境等に関する法規制）の変化があること、クリーニングに関する消費生活相談件数は減少傾向にあるものの相当数あること、業界全体のレベルアップを図る必要があること、意欲的な事業者の育成が必要であること、零細企業が多い生活衛生関係営業では自主努力に限界があることから、クリーニング師には定期的な研修受講を義務づけることに合理性が認められるということがワーキンググループの結論であった。

一方で、行政刷新会議が指摘したように30%程度といった低い受講率を見ると、制度の体をなさないとの指摘ももっともであり、仮に制度を存続させる場合には、行政、研修主催者、事業者団体、事業者の各関係者が制度の意義への認識を再確認し、受講率向上に向けて取り組むことが必要である。その場合、研修の内容についても、研修効果の高い内容に継続的に改善していくことが必要である。また、最初にクリーニング師研修を受講する際の研修内容と、2度目以降に、最新の衛生、経営上の知識取得を目的とした研修内容とに重点の違いを設けることも一方策との結論が得られた。

また、クリーニング師が実質的な責任者であれば、1クリーニング所に複数のクリーニング師がいた場合、全員が研修を受ける必要があるのかどうか。小規模なクリーニング所であれば1人が研修を受けることで十分ではないか、一方、大規模なクリーニング所であれば1人ではなく、複数人が研修を受ける方が良いのではないかと、こうした意見が出された。

業務従事者は、クリーニング業務に関する衛生管理を行うこととなっており、全ての業務従事者が一定の講習を受講する必要があると考える。しかし、現行の業務従事者講習に関して、5人に1人受講しなければならないことについては必ずしも合理的な理由がない。公衆衛生の知識を全員必要とするか、また、国の制度として位置付ける必要があるか議論が必要である。

さらに、事業所数では7割程度を占める取次所においてもクリーニング業が顧客から物を一定期間預かり、洗濯して返却するサービスの性質は変わらず、取次所でのトラブルも発生していること、新しい形態の取次所も現れていることから、制度を存続させる場合には、むしろ、取次所において、最低1人は定期的に講習を受ける仕組みとすることが適当ではないかとの議論が出された。

以上を踏まえ、本ワーキンググループとしての改革の提言は、下記の通りである。

- ・ クリーニング業には、衛生、環境、技術、法令等の大きな環境変化が毎年のように起こっていることから、クリーニング師研修、業務従事者講習は必要であり、消費者への適切な対応を促す観点からも、以下に掲げる改革を行うことを前提に制度として存続させることが適当である。また、研修等の頻度は、現行通り3年に一度が適切である。
- ・ 取次所等においても、適切な消費者対応が必要との観点は変わらないことから、クリーニング師又は講習を受講した業務従事者を確実に1名配置すべきである。
- ・ 現行では、クリーニング師全員に3年に一度の講習の義務づけをしつつ、受講率が3割程度にとどまるなど、制度の存続への疑問が出される状況にあり、逆に、クリーニング所に最新の知識を有する者が1名もないこともあるなど、制度の趣旨の実現が確認できない状態にある。これは、制度の管理にあたる関係者、制度への参加者が深い反省を要する。
- ・ 高まる消費者の意識、関係行政庁への適切な対応を促す観点からは、各クリーニング所に1名が最新の知識を持っていることを確実にし、それを主任クリーニング師として明示させ、衛生面の責任者としての位置づけを明確にすべきである。取次所、無店舗取次店についても、最新の研修を受講したクリーニング師又は講習を受講した業務従事者を明示させる。
- ・ クリーニング師の全員に定期的（3年に一度）の研修受講を求めるかについては、現行の低い受講率を前提とすれば、本ワーキンググループとしての結論は、事業所に確実に1名、最新知識を取得する者を配置することが優先課題であって、全員に研修受講を求めないとの結論とする。
- ・ ただし、クリーニング業に関する構成員から、本ワーキンググループの結論とりまとめに当たって、関係行政庁（国、都道府県等）、消費者団体、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生指導センター等の幅広い関係者の協力を得つつ、受講率の早期向上を前提に「クリーニング師全員の定期的な講習」の存続要望があり、本ワーキンググループとして、今後2年間で受講率を倍増させるといった目標実現に向け、関係者で一致団結して取り組むこととし、それまでの間、経過的に、全員受講の仕組みを存続することを合意した。
- ・ 業務従事者については、現行通り、5名につき1名の割合での講習受講を提言する。

利用者（消費者）の視点からの研修、講習、また、受講者であるクリーニング師、業務従

事者本位の研修、講習が求められており、こうした観点に立って、具体的な研修内容について、以下の通り議論がなされた。

(1) 研修、講習科目について

クリーニング業を含む生活衛生関係営業は国民に対して常に衛生的で安心できるサービスの提供、地域社会への貢献が求められている。クリーニング師、業務従事者及びクリーニング業界全体に求められているものを研修、講習で実施することが必要である。

内容の見直し

- ・カリキュラムに平成16年の法改正の内容（利用者の利益の擁護）、消費者行政、営業者の観点の追加
- ・環境に関する規制、建築基準法等時代に応じたテキスト、副教材の作成
- ・継続受講者は、新しい課題等を重点的に研修することとし、内容を少なくする
- ・講義の形態の時間は減らしつつ、講師の適切な進行を前提として、出席者間による議論や情報交換を盛り込み、研修をより実践的な内容に改善することが考えられる等

(2) 研修、講習成果の確認

クリーニング師研修、業務従事者講習の修了証書を掲示する等、消費者に対する情報開示を行うべきとの結論となった。研修の修得具合を適切に評価する必要があるのではないかと結論となった。

なお、修得具合を評価する方法として修了試験、論文作成、議論等が考えられ、効果的な方法として、上述の出席者による議論が考えられる。研修、講習に議論を盛り込むにあたっては、効果的な議論を行うためには、講師の養成が必要となる。

(3) 研修、講習時間について

継続受講者は、新しい課題等を重点的に研修するとともに、講師の指導下でのレポートと意見交換を行い、実践的な内容としてはどうかとの結論となった。

実施曜日、実施場所を多様化し、受講者に配慮した体制に努めるとともに、通信制の活用を図るのはどうかとの結論となった。

(4) 講師について

地域間又は講師の格差が生じていることが考えられることから、講師が使用するテキストの作成、講師が集まり意見交換を行うことにより講師の資質の向上を図ることも重要である。

- ・講習内容に応じて、講師を選任するとともに、講師相互の意見交換等により、講師の資質の向上、講師間の格差の解消に努めることとする。

・なお、DVDの活用など、統一的な教材の活用も考慮する。

(5) 研修、講習の実施機関、受講料について

現行制度は、厚生労働大臣が定める基準（講習の内容、時間等）により、都道府県が実施機関を指定する仕組みであり、妥当であるとの結論となった。

また、当該講習は、全て受講者からの負担に基づき実施していることから、今後とも受講者数に応じた適切な受講料とすることが必要である。

(6) 行政の指導監督及び現況確認の在り方について

事業者団体、保健所が改革の内容を踏まえ、受講促進の呼びかけを徹底してはどうかとの結論となった。

クリーニング所等の届出内容や事業内容については、基本的には保健所で現況確認を行っているところであるが、都道府県、保健所と研修等事業を実施している都道府県生活衛生営業指導センターとの連携が必ずしも十分でないこと、個人情報保護への配慮もあり、都道府県生活衛生営業指導センターの研修予定者の把握には地域により大きな違いがある。今回の改革の趣旨と上記の事情を踏まえ、報告の様式・内容及び都道府県生活衛生営業指導センターとの情報共有について厚生労働省が地方公共団体に対して、技術的助言を出すことが望ましい。

(7) その他について

研修受講者数の把握のために、統計の整備について検討してはどうかとの結論となった。

また、受講者の講習後の意見を集約し、継続的に講習の改善を図るようにはどうかとの結論となった。

クリーニング師について、受講率を引き上げるための方策について、以上のような意見があったが、これらは各々実施すればいいというものではなく、関係者（厚生労働省から都道府県を通じて対応、全国生活衛生営業指導センターから都道府県生活衛生営業指導センターを通じて対応、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会から各クリーニング生活衛生同業組合への呼びかけと協力）が総合的に実施し、期間を定めて目標を明確にした受講率向上が必須である。

なお、当該制度について広く国民からの意見を聞くため、パブリックコメントを実施し、国民からの意見を聴取したところである。

4. おわりに

本ワーキンググループにおいては、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける評価結果を受け、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行い、本報告書を取りまとめた。

クリーニング師研修等事業ワーキンググループ構成員

青山 亨 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長
海老原忠男 東京都クリーニング生活衛生同業組合理事
加藤 一良 (財)神奈川県生活衛生営業指導センター専務理事
久保 忠直 埼玉県保健医療部生活衛生課長
小宮山健彦 (財)全国生活衛生営業指導センター専務理事
○芳賀 康浩 青山学院大学経営学部教授
前野 春枝 (社)全国消費生活相談員協会参与

○：座長 50音順・敬称略

検討経緯

本ワーキンググループは、以下の通り合計4回開催され、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行った。

第1回 平成22年10月15日

現行の仕組みと事業仕分けの経過、今後の議論の進め方について確認を行った。

第2回 平成22年10月28日

関係者からのヒアリングを行い、論点の整理を行った。

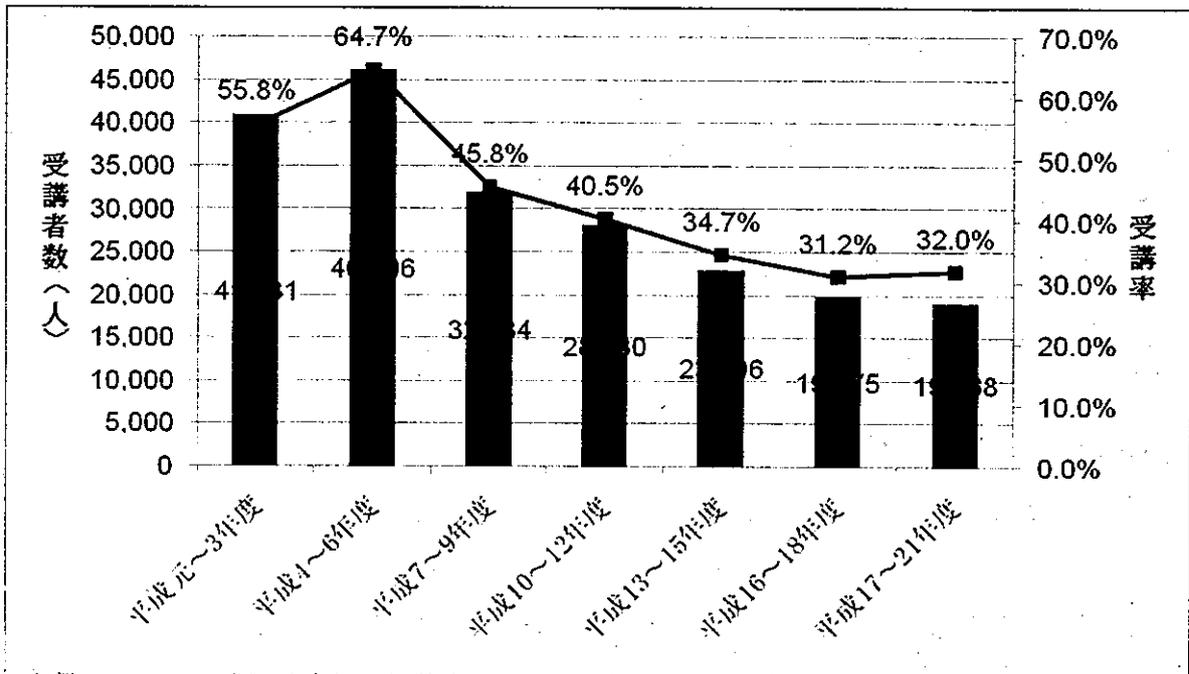
第3回 平成22年11月19日

クリーニング師研修等事業ワーキンググループ報告書(素案)について議論を行った。

第4回 平成22年12月20日

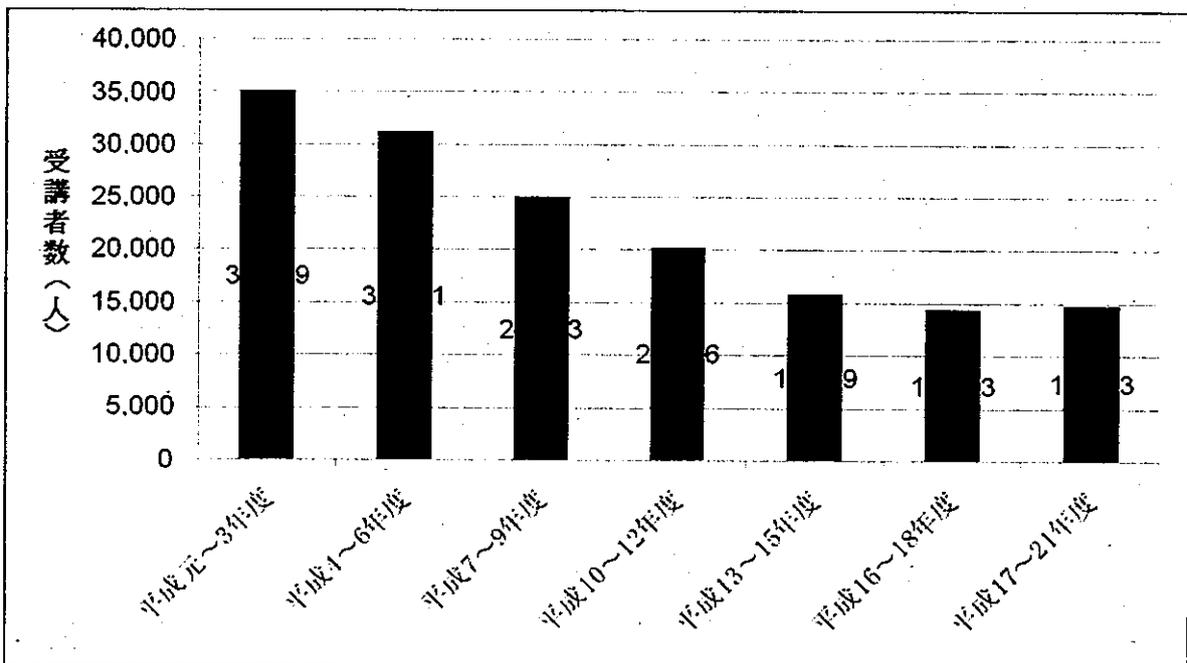
クリーニング師研修等事業ワーキンググループ報告書(案)について議論を行った。

クリーニング師研修受講者数及び受講率の推移



(注) (財) 全国生活衛生営業指導センター調べ
 受講率は従業クリーニング師数(1年目)に対する比率

業務従事者講習受講者数の推移



(注) (財) 全国生活衛生営業指導センター調べ

クリーニング業を取り巻く環境の変遷

年	クリーニング師に関連する事項	業務従事者にも関連の深い事項
1988	オゾン層保護法制定	
1989	クリーニング師研修、業務従事者講習開始	
	テトラクロロエチレンが化審法の特定化学物質に指定 消費税スタート（3%）	○
1990		
1991	常用雇用者数 30 人以上の事業所数が初めて 1000 を超える	
	コインランドリー増加	
1992	1985～2007 年で 1 世帯当たりの年間洗濯代最高	
1993	取次所数が増加し始める	○
1994		
1995	阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件	
1996	クリーニング業法改正（地位の承継規定の新設）	
1997	大気汚染防止法によるテトラクロロエチレンの規制 消費税 5% に引き上げ	○
	クリーニング所総数が最高	
1998	取次所数が最高	○
1999	相談件数が減少し、5 位以下に	○
	マシン・リングシステム発表	
	クリーニング事故賠償基準改正	
2000	環衛法から名称改め生衛法改正、振興と老人福祉含まれる	
2001		
2002	コンビニでの取次	○
2003	土壌汚染対策法施行	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）蔓延脅威	○
2004	クリーニング業法改正（消費者の保護、無店舗取次業規制）	○
	形態安定加工シャツ	
2005	経営者 60 歳台以上の割合が 5 割超	
2006	国民生活センター「クリーニングサービスのトラブル防止のために」発表	○
	道路交通法改正による駐車違反对策強化	○
2007	石油高騰	
2008	宅配クリーニング	○
2009	建築基準法に関する引火性溶剤問題	○
	消費者庁発足	○
	新型インフルエンザ（A/H1N1）	○

(参考)

クリーニングに関する消費生活相談件数等

年度	相談件数	全体に占めるクリーニングの割合 (%)	商品等大分類別順位 (*1)	商品・役務別分類 (商品キーワード別分類) 順位
1985	4,220	4.8	9	1
1986	7,581	5.7	7	1
1987	8,974	6	6	1
1988	9,627	6.8	6	1
1989	10,139	6.3	6	1
1990	10,276	6.3	6	1
1991	10,347	6.1	6	1
1992	9,616	5	7	2
1993	9,426	4.3	7	2
1994	8,957	3.8	10	2
1995	9,681	3.5	12	2
1996	11,094	3.3	14	4
1997	11,460	2.9	16	5
1998	11,184	2.7	16	5
1999	11,033	2.4	16	6
2000	11,429	2.1	16	9
2001	11,025	1.7	17	13
2002	11,281	1.3	17	16
2003	10,550	0.7	18	19
2004	10,434	0.5	19	21
2005	10,114	0.8	19	20
2006	9,531	0.9	19	17
2007	8,889	0.8	19	18
2008	8,441	0.9	20	14

(注) 資料の出所：消費生活年報 2010. 3. 1 全国指導センター作成

*1 「商品等大分類」は、商品 10、役務 14、その他 1 の計 25 区分

*2 「商品、役務別分類」は、上記大分類の内訳細分類

(参考)

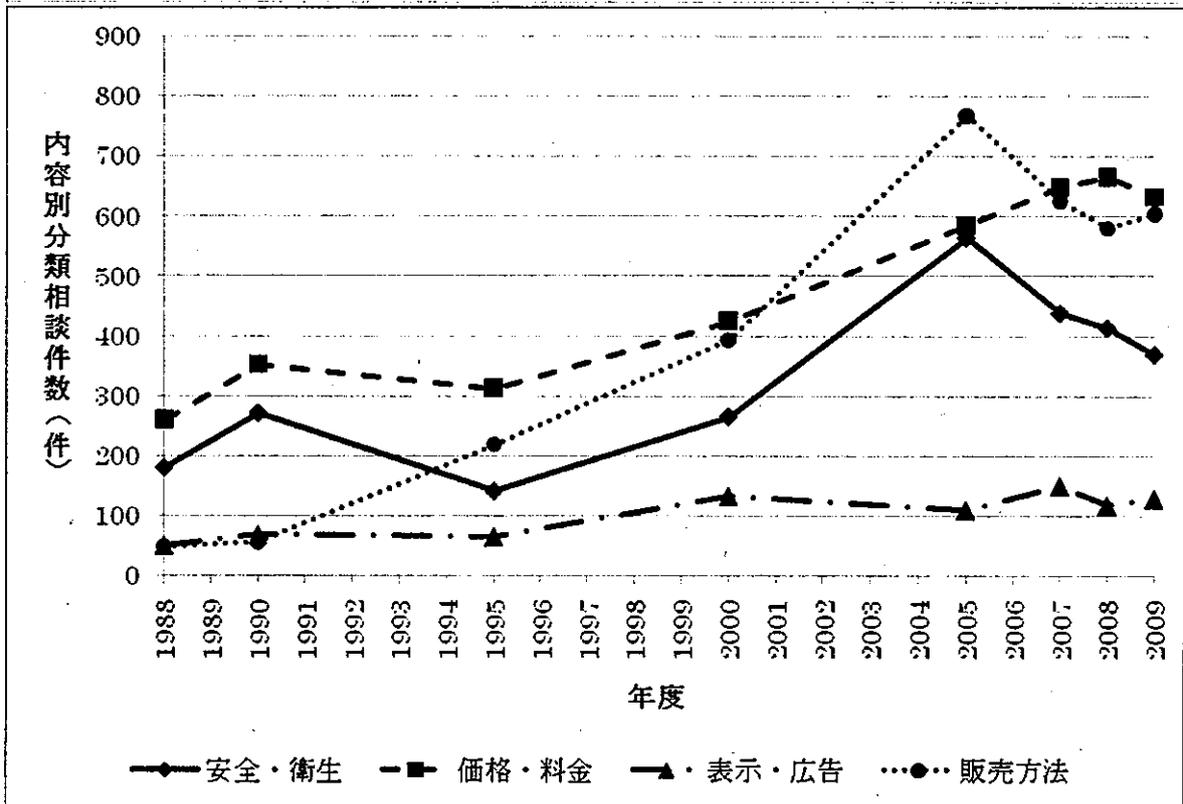
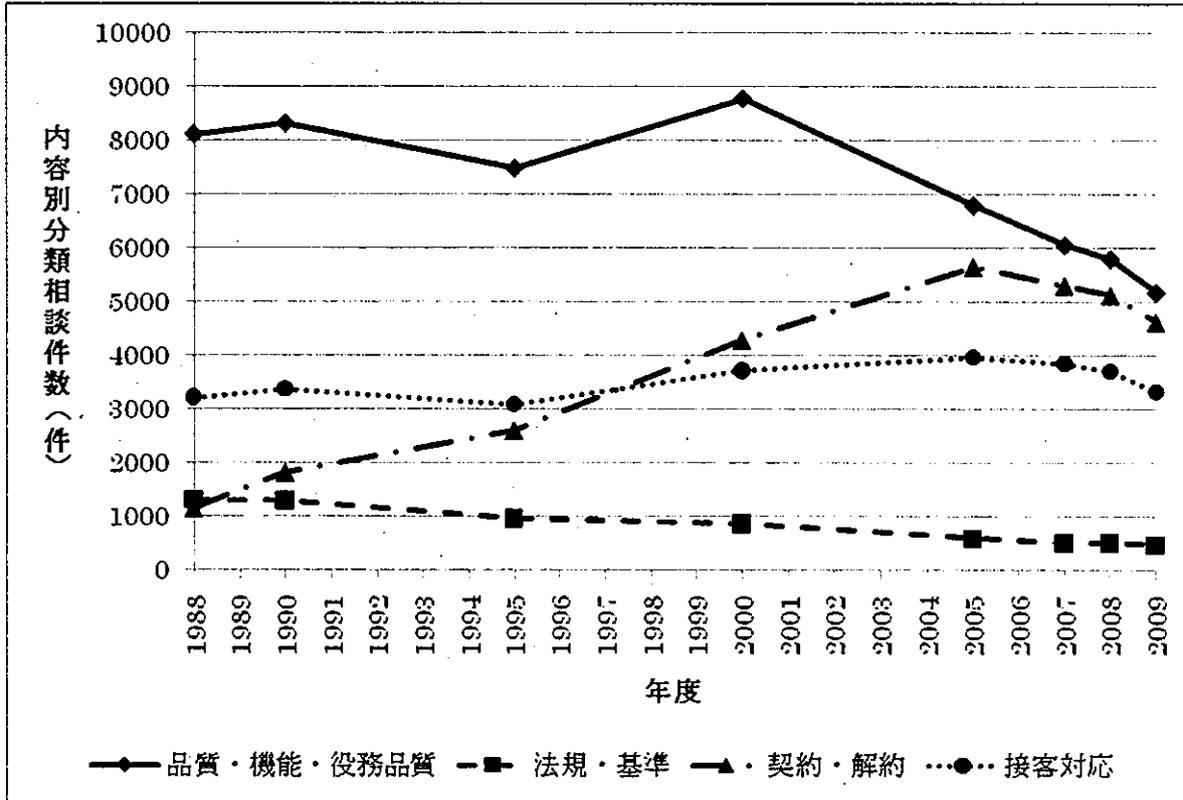
クリーニングに関する主な相談内容分類ごとにみた消費生活相談件数ランキング

年度	順位	安全衛生 品質・機能 役務品質	価格・ 料金	表示・ 広告	取引 (販売方法、契約・解除 2006年以前)	接客 対応	ランキングの 表示
1988	1	1	5	4		1	上位10位まで
1989	1	1	7	5	8	1	"
1990	1	1	7	4	7	1	"
1991	1	1	7	8	8	1	"
1992	2	1		8	9	1	"
1993	2	1				1	"
1994	2	1				1	"
1995	2	1				1	"
1996	4	1				1	"
1997	5	1	22	26	19	1	上位27位まで
1998	5	1		23	19	1	"
1999	6	1		26	22	1	"
2000	9	1		25	20	1	"
2001	13	1		23	25	1	"
2002	16	1			27	2	"
2003	19	1				3	上位25位まで
2004	21	1				1	"
2005	20	1			24	1	"
2006	17	1			24	1	"
2007	18	1				2	"
2008	14	1			22	2	"

(注) 資料の出所：消費生活年報 2010.3.1 全国指導センター作成

数字は、「相談内容分類」ごとの当該年のランキング(位)

クリーニングに関する消費生活相談の内容別分類相談件数の推移



資料の出所：(独) 国民生活センター 消費生活年報

1.1 管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ報告書（案）

平成23年1月20日

1. はじめに

管理理容師・管理美容師指定講習については、理容所・美容所数の増加や施設が大型化するなか、施設の維持管理や従業者の作業に係る衛生的管理を徹底することを目的に、昭和43年の理容師法、美容師法の一部改正により管理理容師制度、管理美容師制度が設けられた。

当該制度については、平成22年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、「公衆衛生についての理解を深めていくことに関して、評価者は何ら疑問を持っていない。ただ、この講習制度の立てつけ上、理容師・美容師が2名になったら受けなければならないことの合理性が、本日の説明では理解できなかった。公衆衛生に関して、理容師・美容師の資格を取得する際に、より一層、公衆衛生について理解を深めさせることはいいと思うが、わざわざ2名になる時にこれを受けなければならないと義務付けることについては、当WGとしては理解できない。このため、権限付与自体の廃止、すなわち、2名になると受けなければならないという講習制度自体の廃止・見直しを結論とさせていただく。」との理由により「廃止（管理理容師・管理美容師の廃止）」という評価がなされた。

このため、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行うため、本年10月より、4回にわたり検討が行われ、今般、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方をまとめたので報告する。

2. 現状

(1) 管理理容師、管理美容師について

- ① 管理理容師、管理美容師の資格は、理容師免許又は美容師免許を受けた後、3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与されている。

(参考)

①年間受講者数：管理理容師：1,523人、管理美容師：9,486人（平成21年度）

②累積終了者数：管理理容師：263,958人、管理美容師：410,526人（平成21年度末）

(財)理容師美容師試験研修センター、京都府美容業生活衛生同業組合調べ

*管理理容師・管理美容師指定講習事業は、京都府美容業生活衛生同業組合が実施する管理美容師を除き、(財)理容師美容師試験研修センターが実施

- ② また、管理理容師、管理美容師の前提となる理容師・美容師については、理容師、美容師は、理容師法、美容師法に基づく国家資格であり、免許取得のためには、高校卒業後、厚生労働大臣が指定した理容師養成施設、美容師養成施設において、昼間・夜間課程は2年間、通信課程は3年間、必要な学科・実習を終了後、国家試験に合格することが必要である。

(参考)

①年間登録数：理容師免許：1,844人、美容師免許：22,531人（平成21年度）

②累積免許数：理容師免許：591,956人、美容師免許：1,165,952人（平成21年度末）

(財)理容師美容師試験研修センター調べ

③理容師・美容師養成施設（平成22年4月1日現在）

275施設（理容師単独施設：13、美容師単独施設：180、理美容併設校：82）

厚生労働省生活衛生課調べ

③ 管理理容師、管理美容師は、常時2人以上の理容師・美容師が従事する理容所・美容所に高度な衛生知識を備えた管理者を置き、店舗を衛生的に管理させ、衛生水準の向上を図ることを目的としている。

④ 管理理容師については、理容師である従業者の数が常時二人以上である理容所の開設者は、当該理容所(当該理容所における理容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者を置かなければならないことが、理容師法第11条の4に規定されている。

また、管理美容師については、美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所(当該美容所における美容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者を置かなければならないことが、美容師法第12条の3に規定されている。

なお、管理理容師、管理美容師を置かない場合は、都道府県知事が理容所、美容所の閉鎖を命じることが理容師法第14条、美容師法第15条にそれぞれ規定されている。

⑤ 管理理容師、管理美容師の業務については、「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和56年6月厚生省環境衛生局長通知）に次のとおり記載されている。

〔衛生管理要領から抜粋〕

第3 管理

2 従業者の管理

(1) 開設者及び管理理容師又は管理美容師は、常に従業者の健康管理に注意し従業者が以下に掲げる感染症にかかったときは、開設者はこの旨を保健所に届け出るとともに、当該従業者を作業に従事させないこととし、当該疾患が治癒した場合も同様に届け出ること。

ア 結核

イ 感染性の皮膚疾患（伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等）

(3) 管理理容師又は管理美容師は、理容又は美容が衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努めること。

第4 衛生的取扱い等

1 管理理容師又は管理美容師は、毎日、従業者が感染症にかかっていないかどうかを確認すること。

2 管理理容師又は管理美容師は、毎日、理容所又は美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。

第6 自主的管理体制

- 3 管理理容師、管理美容師及び衛生責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。

(2) 管理講習について

- ① 講習会の科目及び時間数は、理容師法施行規則第23条及び美容師法施行規則第23条により、次のとおり定められている。

科 目	時 間
公衆衛生	4時間
理容所・美容所の衛生管理	14時間

- ② 研修の実施主体である、(財)理容師美容師試験研修センター及び京都府美容業生活衛生同業組合の受講科目は次のとおりである。

実 施 主 体	公衆衛生	衛生管理
(財)理容師美容師試験研修センター <21年度受講者数> 管理理容師：1,523人 管理美容師：9,295人	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生と衛生行政 ・感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理総論 ・店舗の構造設備 ・店舗の衛生管理 ・従業員の健康管理 ・消毒法とその用途 ・理美容用医薬部外品 ・事故等の対応 ・衛生管理計画と自己点検 ・衛生水準向上の支援策 ・各種届出・申請
京都府美容業生活衛生同業組合 <21年度受講者数> 管理美容師：191人	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生 ・感染症 ・環境整理 ・環境衛生 ・精神保健 	<ul style="list-style-type: none"> ・美容所の構造設備と衛生管理 ・美容所の消毒管理 ・美容業務の衛生管理 ・美容所の清潔保持 ・従業員の衛生管理

* 平成21年度受講料：18,000円

③ 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により講習修了の認定を適切に行うことが、理容師法施行規則第23条及び美容師法施行規則第23条に定められており、(財)理容師美容師試験研修センターでは、衛生管理調査を義務付け、問題点の整理と改善計画を作成させ、完成度により修了認定を行っており、京都府美容業生活衛生同業組合では、終了テストを実施している。

④ 講習会の実施主体の選定方法・指定手続きは、次のとおりである。

○都道府県知事が指定した講習会

○実施計画書を添えて都道府県知事に指定申請を行う

<実施計画書>

- ・主催者の名称及び所在地
- ・講習科目と講義時間
- ・講習の日時及び時間割
- ・講習会の開催場所
- ・講師の氏名及び略歴
- ・講習予定人員及び受講料

3. 管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方について

管理理容師、管理美容師の制度について、その「廃止」が結論と出された背景は、

① その役割が見失われている、とりわけ、2人以上の事業所にのみ必置とされる仕組みがわかりにくい、また、

② 理容師、美容師の資質向上を行うことは望ましいとして、引き続き法的な根拠を持って実施すべきか、制度として、理容師、美容師として3年以上業務に従事した後を受講させることが必要か、あるいは、自主制度に移行すべきかについて整理する必要がある、

③ 講習の内容として、現行通り、衛生面の講習に限定すべきか、以前の講習で行われていたように、労務管理、財務管理面も含めるべきかについて整理する必要がある。

とりわけ、労務管理、財務管理は、理容師、美容師の技能とは別に、理容所、美容所を開業する際に必要な知識であることから、特に、自主制度に移行するのであれば、そうした事業者の要望に応じた内容にすべきではないか、

④ 講習の内容が受講者に興味を持てるものになっていないとの指摘があり、また、講習内容の修得状況の確認が不十分で、参加しさえすれば資格取得ができる内容になっているのではないか、もし、法制度として残すのであれば、試験を含め、厳格な確認を行うようにすべきではないか、

⑤ 講習の頻度をどうするか、

こうした点が問題にされた。

(1) 管理理容師、管理美容師の役割について、その性格が事業所の衛生管理者的な位置づけなのか、あるいは、事業所において他の従事者の衛生面での取組みを管理する者としての位置づけなのかについて、集中的な議論がなされた。前者、すなわち、「衛生管理者」としての役割が求められるのだとすれば、従業員数がひとりであっても、設置が望ましいとの結論になるうし、後者、すなわち、「他の従業者を管理する者」としての性格が強ければ、ひとり事業所の場合には、店主自らが衛生面の知識を有し

ているのは当然で、その他に管理者は必要はないとの結論になる。

この点について、消費者本位のサービス体制を確保する観点から見ると、前者、すなわち、「衛生管理者」的な位置づけの者を必置として、理容所、美容所の衛生確保を図ることが望ましいとの考え方で合意が得られた。常時2人未満の理容所、美容所であっても、管理理容師、管理美容師の設置を求める制度に改革することが望ましいとの結論である。昭和43年に制度が創設された際にも同様の議論がなされ、ただ、その時点では、制度を創設する段階であったので、いきなり全事業所に必置させるのは、零細事業者には負担が大きすぎるとして、現状の方式になったとのことである。

なお、現行では、多くの管理理容師、管理美容師の資格を有する理容師、美容師が育成されているのは事実であるが、一方で、理容師、美容師の中に、管理理容師、管理美容師資格を持たずにひとりで理容所、美容所を経営している者も相当数いることが確認され、これらの者については、一定の準備期間を講じる必要があるとの議論が出された。特に、都市部から離れた地域で一人で営業している者、とりわけ高齢の理容師、美容師への配慮が必要との観点が共有された。

その上で、経過的にそうした理容師、美容師が受講しやすい講習を特別に設ける等の工夫が必要との結論となった。（理容所、美容所の閉店となる曜日での開催、e-ラーニング、通信教育等）。

- (2) 管理理容師、管理美容師の制度を理容師、美容師の資質向上を行うことには疑問はないとの前提で、引き続き法的な根拠を持って実施すべきか、あるいは、自主制度に移行すべきかについても議論がなされた。上記(1)で結論づけられた「衛生管理者」の位置づけを前提とすれば、とりわけ消費者保護の要請の高まりを考慮すれば、理容所、美容所の衛生管理を法的に確保することが望ましく、現行通り、法制度として位置づけるべきとの結論に至った。また、管理理容師、管理美容師の性格が、理容・美容の技術修得と実務経験を前提とした衛生管理者的な位置づけであるとの考え方に立てば、理容師、美容師の養成課程に合わせた研修は適当ではなく、免許取得後3年以上の業務に従事した後に、受講を求める現行の仕組みが適当であると結論づけられた。

管理理容師、管理美容師が理容所、美容所における衛生責任者的な位置づけを担うべきことを前提とすれば、各理容所、美容所に特定の年又は月において、主任となる管理理容師、管理美容師（「主任管理理容師」、「主任管理美容師」）を明示させることは、消費者、行政との関係で必要かつ有益との結論となった。

- (3) 講習の内容として、現行通り、衛生面の講習に限定すべきか、以前の講習で行われていたように、労務管理、財務管理面も含めるべきかについては、平成13年の「規制改革推進3か年計画」により、経営管理、財務管理、労務管理など、理容所・美容所の衛生管理とは直接的な関連が必ずしも高くない科目等について見直しを行い、講習時間、講習日数の短縮等、所要の措置を講ずるべきという指摘もあって、衛生面に講習内容を限定した経過もあり、また、管理理容師、管理美容師制度を法制度として維持する前提が、消費者本位の理容所、美容所とすることにあるとの前提に立てば、法的な義務づけは、衛生面に限定するのが適当との結論に至った。とりわけ開業に際して必要とされる経営等の知識については、事業者の求めに応じて任意の受講科目と

することが適当との結論になった。

- (4) 講習の内容が受講者に興味を持てるものになっていない、また、講習内容の修得状況の確認が不十分との指摘について、講習成果の確認を厳正に行うべきことに異論はなかった。ただ、テストが適当なのか、平成21年度に開始したレポート方式が適当なのかについては、レポート方式の要素を含みつつ、客観的かつ公平な形で受講成果をテストで確認して、資格を与えることが適当との結論となった。
- (5) さらに、講習の頻度、生涯教育も必要ではないかとの議論もあったが、研修を積むことの重要性に疑問はないものの、管理理容師・管理美容師として一定の知識を得られた事業者にさらなる負担を課すことは適当ではなく、事業者団体等による自主的な取り組みで実施することが適当との結論となった。

今回の結論を全面的に実施するためには、理容師法及び美容師法の一部改正等の措置が必要となるが、関係者の合意が得られれば、法律改正を待たずに事業者団体、都道府県生活衛生営業指導センター、保健所等を通じた働きかけを通じて、一人事業所への管理理容師、管理美容師の配置を含めその内容の実質的な実現について対応を図ることが望ましい。

なお、当該制度について広く国民からの意見を聞くため、パブリックコメントを実施した。

4. おわりに

本ワーキンググループにおいては、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける評価結果を受け、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行い、本報告書を取りまとめた。

管理理容師・管理美容師の指定講習事業は、今後、複雑化する衛生課題に国民の安全・安心を図る観点から、衛生管理者としての位置づけを明確にしつつ継続実施することとする。

この目標に向けて、厚生労働省においては、関係行政庁、関係団体等の協力を得ながら本報告書の結論の趣旨が制度的及び実効上の対応が図られるように改革の内容を具体化すべきである。

また、今回の消費者本位の改革の成果が発揮されていることについて、定期的に確認、検証を行うことを求めたい。

管理美容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ構成員

青山 昌義	東京都理容生活衛生同業組合副理事長
大森 利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会理事長
片倉 啓介	(社) 日本理容美容教育センター専務理事
○武井 寿	早稲田大学商学学術院教授
藤原 國明	全日本美容業生活衛生同業組合連合会副理事長
前野 春枝	(社) 全国消費生活相談員協会参与
松浪 紀	(財) 理容師美容師試験研修センター常任参与
養島 稔	東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課課長補佐
村橋 哲矢	東京都美容生活衛生同業組合

○座長 50音順、敬称略

検討経緯

本ワーキンググループは、以下のとおり合計4回開催され、管理美容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行った。

第1回 平成22年10月12日

現行の仕組みと事業仕分けの経過、今後の議論の進め方について

第2回 平成22年10月27日

関係者からのヒアリング、論点の整理

第3回 平成22年11月19日

管理美容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ報告書(素案)について

第4回 平成22年12月21日

管理美容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ報告書(案)について

理容業・美容業を取り巻く変遷

年	理容業・美容業に関連する事項
1960年代 1968	管理理容師・管理美容師制度公布
1969	管理理容師・管理美容師制度施行
1970年代 1971	管理理容師・管理美容師の経過措置を一年延長
1974	理容料金1,000円台に突入
1978	理美容パーマ問題で合意 健康診断を受ける疾病として、結核、トラホーム、皮膚疾患を定める
1980年代 1981	理容所及び美容所における衛生管理要領を制定
1983	理容師・美容師の保健所における定期健康診断の義務付けを廃止
1984	理容・美容業に関する標準営業約款が厚生大臣より認可
1985	理容師、美容師の学科試験受験要件及び実地修練の改善
1987	美容院18万軒突破
1988	消毒法改正によりホルマリン消毒など削除
1989	消費税スタート（3%）
1990年代	指定試験機関の指定（（財）理容師美容師試験研修センター）
1992	養成制度の見直し（実地修練実施日数年間220日以上に短縮など）
1994	養成施設における通信課程の面接指導方法等の手続きを変更
1995	理容師・美容師の免許証が知事免許から厚生労働大臣免許に変更を公布 理容師・美容師法一部改正 インターン制廃止
1997	消費税5%に引き上げ
1998	理容師・美容師の免許証が知事免許から厚生労働大臣免許に変更施行
1999	美容師のカリスマ的ブーム
2000年代	皮膚に接する器具の消毒の方法を見直し
2001	管理理容師・管理美容師の講習科目の見直し（規制改革推進3か年計画）
2003	ケア理容師養成研修制度を実施
2005	ハートフル美容師養成研修制度実施
2008	理容・美容振興指針見直し
2009	新型インフルエンザの発生
2010年代	理容師・美容師養成施設の併設校での同時授業の実施

12. 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策

- 平成11年11月 「新版レジオネラ症防止指針」策定
これに基づき、建築物等におけるレジオネラ症防止対策について、都道府県あてに局長通知発出
- 平成12年3月 静岡県掛川市の温泉利用の入浴施設で23人感染、2人死亡
- 平成12年5月 温泉利用入浴施設の衛生管理の徹底について、生活衛生局指導課長通知発出
- 平成12年6月 茨城県石岡市の総合福祉センター内の入浴施設で、疑いのある者を含め45人感染、3人死亡
- 平成12年8月 レジオネラ症防止対策に関するパンフレットを作成し、公衆浴場、旅館等に配布
- 平成12年12月 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正
① 水質基準等に関する指針の策定
② 公衆浴場、旅館業における衛生等管理要領の改正
- 平成13年9月 「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（具体的な管理方法等のマニュアル）作成
- 平成14年1月 東京都板橋区の銭湯で入浴中に意識を失って浴槽水を飲んだ77歳の男性が死亡
- 平成14年7月 宮崎県日向市の温泉利用の入浴施設で、疑いのある患者を含め295人感染、7人死亡
- 平成14年8月 鹿児島県薩摩郡東郷町の温泉利用の入浴施設で、因果関係は不明だが、疑いのある患者を含め7人感染、1人死亡
- 平成14年9月 レジオネラ症患者発生時における①感染源の特定及び営業（使用）停止措置の早期実施、②医療機関等への迅速な情報提供による感染者の早期発見など感染拡大防止策について、健康局結核感染症課長・生活衛生課長連名通知発出
- 〃 循環式ろ過装置を使用してる大型入浴施設等発生リスクが高いと思われる入浴施設の緊急一斉点検の実施について、健康局生活衛生課長通知発出
- 〃 各都道府県の保健所職員等を対象とした「第1回全国レジオネラ対策会議」の開催
- 平成14年10月 公衆浴場法及び旅館業法等に基づく条例等にレジオネラ症防止対策を追加する際の指針について、健康局長通知発出

- 平成15年 1月 大阪市に船籍があるクルーズ客船の浴槽で、3人感染
- 〃 石川県江沼郡山中町の温泉利用の入浴施設で、1人感染、死亡
- 平成15年 2月 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正
- 平成15年 3月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「第2回全国レジオネラ対策会議」の開催
- 平成15年 7月 公衆浴場や社会福祉施設等の各施設を横断した総合的なレジオネラ症対策を可能とすることを目的として、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」を告示
- 平成16年 6月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「第3回全国レジオネラ対策会議」の開催
- 平成18年 3月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「第4回全国レジオネラ対策会議」の開催
- 平成18年12月 東京都墨田区の介護老人保健施設の入浴施設で感染、1人死亡
- 平成19年 3月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「第5回全国レジオネラ対策会議」の開催
- 平成20年 3月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「第6回全国レジオネラ対策会議」の開催
- 平成21年 3月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「平成20年度生活衛生関係技術担当者研修会」の開催
- 平成22年 3月 各都道府県の保健所職員等を対象とした「平成21年度生活衛生関係技術担当者研修会」の開催